

## 社 会 教 育 調 査 の 概 要

I 調査目的 社会教育行政に必要な社会教育に関する基礎的事項を明らかにすることを目的としています。

### II 調査の種類、範囲及び主な調査事項

調査の種類	調 査 の 範 囲	主 な 調 査 事 項	
社会教育調査 (指定統計第83号)	1 社会教育行政調査	都道府県教育委員会及び市町村教育委員会（特別区、教育事務組合、広域連合及び共同設置の教育委員会を含む。以下同じ。）	1 社会教育関係職員に関する事項 2 社会教育委員に関する事項 3 社会教育事業の実施状況 4 関係法人数
	2 公民館調査	①社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館 ②同法第42条に規定する公民館類似施設のうち、市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管するもの	1 職員に関する事項 2 施設の状況 3 設備の状況 4 事業実施状況 5 利用状況
	3 図書館調査	①図書館法第2条に規定する図書館 ②図書館法第29条に規定する図書館同種施設のうち地方公共団体が設置したもの	
	4 博物館調査	①博物館法第2条に規定する博物館 ②同法第29条に規定する博物館に相当する施設 ③博物館と同種の事業を行い、博物館相当施設と同等以上の規模の施設	
	5 青少年教育施設調査	青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で、地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設	
	6 女性教育施設調査	女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は民法第34条の法人が設置した社会教育施設	
	7 体育施設調査	一般の利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置した体育館、水泳プール及び運動場等のスポーツ施設	
	8 文化会館調査	地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する文化会館（劇場、市民会館、文化センター等）で、座席数300席以上のホールを有するもの	
	9 生涯学習センター調査	地域における生涯学習を推進するための中心機関として地方公共団体が設置した施設	

### III 調査の実施時期

平成20年10月1日現在

ただし、事業実施状況及び施設の利用状況については、平成19年度

## IV 調査系統

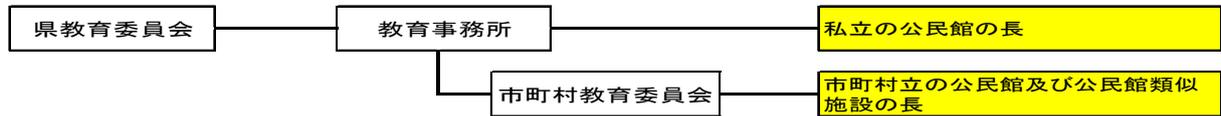
### 平成20年度社会教育調査 【県内の調査手続き】

#### 1 調査の系統

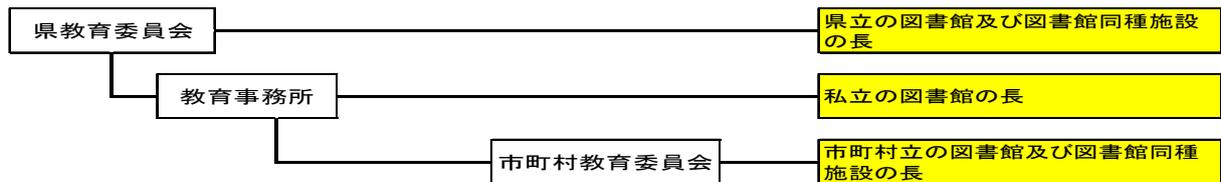
##### (1) 社会教育行政調査票



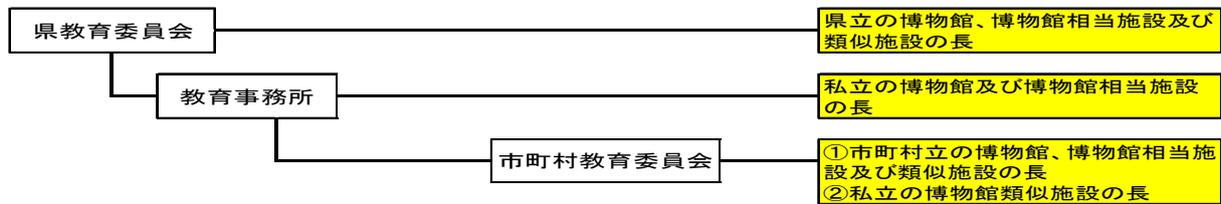
##### (2) 公民館調査票



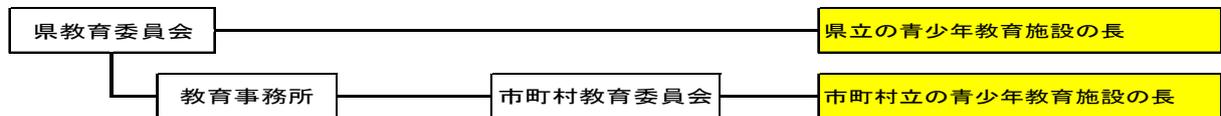
##### (3) 図書館調査



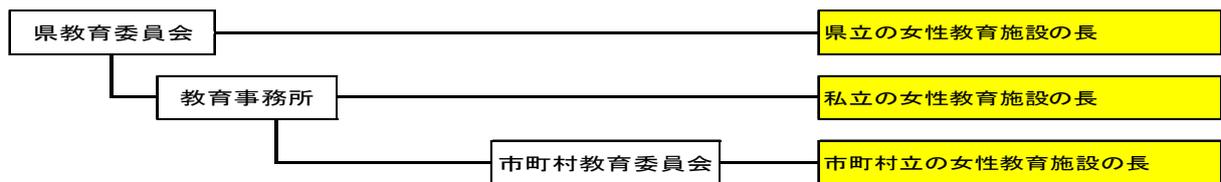
##### (4) 博物館調査



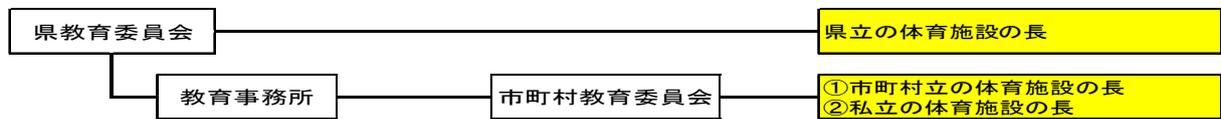
##### (5) 青少年教育施設調査



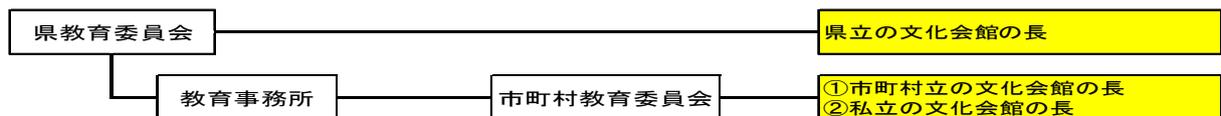
##### (6) 女性教育施設調査



##### (7) 体育施設調査



##### (8) 文化会館調査



##### (9) 生涯学習センター調査

